



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国における環境公益訴訟の現状と課題 : 「環境損害」の回復をめぐって [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	邱, 昌茂
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12804号
Issue Date	2017-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66591
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Changmao_Qiu_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 邱 昌 茂

審査担当者	主 査	教 授	尾 崎 一 郎
	副 査	教 授	町 村 泰 貴
	副 査	教 授	鈴 木 賢（明治大学法学部）

中国における環境公益訴訟の現状と課題 ——「環境損害」の回復をめぐって——

本論文は、民事訴訟法、環境保護法の改正により中国特有の制度として2015年頃から公式の運用が始まった「環境公益訴訟」について、制度の概要、形成史、背景と理念、運用と機能などを明らかにするものである。すなわち、環境公益訴訟とは、環境汚染や生態破壊を引き起こした事業者に対して、法律または全国人大の特別授權により原告適格を付与された環境保護団体または検察機関が訴訟を提起し、汚染行為の差止め、原状回復、環境修復費用の支払いを求める訴訟である。民事訴訟として位置づけられており、実体法としては「不法行為責任法」が適用される。すなわち「環境損害」の回復が目的とされるが、原告自体は、環境汚染によって私益が侵害された当事者ではない。「環境損害」の回復自体が、特定の当事者の私益ではなく公益に関わるものとして理解されている。制度形成過程において当初原告適格を認められていた個人に原告適格が与えられることはなく、一部の環境保護団体と検察機関にのみ適格が認められている。個人等による濫訴を防ぐのがこのような限定の理由とされる。また、2015年以前の試行段階では行政当局（環境保護部門）が原告となる例も存在した。

著者の調査・分析によると、原告適格を認められる数少ない環境保護団体は、ほとんどが官製のもので、行政幹部が団体幹部を兼任している例も少なくない。また、訴訟提起にあたっては、行政当局、検察、人民法院などが事前に綿密に協議し、被告となる企業や事業者を（時に金のとりやすさなどを目安に）選び訴訟を提起している。従って、司法の中立性や対等な当事者間の争訟性は担保されず、言わば環境行政の延長（「司法を回路とする行政」＝「二次環境行政」）として環境「公益」訴訟が用いられており、当然原告がほぼ勝訴し、被告に環境修復費用の支払い等が義務付けられることとなる。認定される環境・生態修復費用も、環境行政当局の支配下にある鑑定機関による算定値がそのまま用いられている。経済成長を優先して、厳格な環境基準の適用・執行を見送っている行政当局が、その結果生じた環境汚染に苦しむ一般市民の不満や抗議を吸収し、環境保護団体という仕組みを使うことで「市民参加」を偽装するための制度として、環境公益訴訟は用いられているのである。このように政治・行政と司法が一体化し、権力的統治の一環として訴訟手続が用いられているので、裁判官の用いる法理も曖昧だったり政策的だったりする。環境公益訴訟を説明する一貫した法理があるとは言い難い。結局、環境公益訴訟は環境改善の効果を上げているとは言えず、支払われる環境修復費用が本当にその目的のために用いられているかどうかも確実ではない。不十分な環境保護行政の破綻を防ぐ弥縫策・隠れ蓑としての側面を多分に持っているようである。立法過程においては、学者により米国の環境訴訟などを参照しつつ理想主義的に語られていた環境公益訴訟が現実にはこのような実態に陥っている背景には、人民

法院（司法）が行政から独立しておらず、政治の道具として機能してしまっているという中国の統治体制があることも示唆されている。

口頭試問では、環境公益訴訟の潜在的可能性、論文の方法論的独創性、中国における先行研究との差異、事例分析の結論への反映度、比較対象としての日本の環境行政／司法／団体訴訟についての理解度などについて質疑が行われた。すなわち、制度の実態をどのくらい掘り下げて理解した結果如上の結論に至っているのか、日本の団体訴訟や公益志向的不法行為訴訟などについての近時の議論を単純に捉えすぎているのではないか、正式に導入されてから2年ほどにすぎない本制度の環境問題解決への貢献を性急に否定している憾みはないのかといった点が、本論文の弱点ということになる。試問の結果これらの問題について、著者自身明確に意識しており、論文公表時には的確な補正が加えられることは十分に期待できることがわかった。

以上により、審査委員全員一致で、博士の学位を付与するにふさわしい論文であると判断した。